

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 22 号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和 27 年岩手県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。																																												
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事の事務部局</td><td><u>5,214</u>人</td></tr><tr><td>議会の事務部局</td><td><u>36</u>人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局</td><td><u>318</u>人</td></tr><tr><td>県立学校</td><td><u>4,949</u>人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療局</td><td><u>5,058</u>人</td></tr><tr><td>企業局</td><td><u>164</u>人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>市町村立学校</td><td><u>9,766</u>人</td></tr></tbody></table>	区 分	定 数	知事の事務部局	<u>5,214</u> 人	議会の事務部局	<u>36</u> 人	[略]		教育委員会の事務部局	<u>318</u> 人	県立学校	<u>4,949</u> 人	[略]		医療局	<u>5,058</u> 人	企業局	<u>164</u> 人	[略]		市町村立学校	<u>9,766</u> 人	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事の事務部局</td><td><u>4,614</u>人</td></tr><tr><td>議会の事務部局</td><td><u>33</u>人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局</td><td><u>292</u>人</td></tr><tr><td>県立学校</td><td><u>4,803</u>人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療局</td><td><u>5,002</u>人</td></tr><tr><td>企業局</td><td><u>153</u>人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>市町村立学校</td><td><u>9,460</u>人</td></tr></tbody></table>	区 分	定 数	知事の事務部局	<u>4,614</u> 人	議会の事務部局	<u>33</u> 人	[略]		教育委員会の事務部局	<u>292</u> 人	県立学校	<u>4,803</u> 人	[略]		医療局	<u>5,002</u> 人	企業局	<u>153</u> 人	[略]		市町村立学校	<u>9,460</u> 人
区 分	定 数																																												
知事の事務部局	<u>5,214</u> 人																																												
議会の事務部局	<u>36</u> 人																																												
[略]																																													
教育委員会の事務部局	<u>318</u> 人																																												
県立学校	<u>4,949</u> 人																																												
[略]																																													
医療局	<u>5,058</u> 人																																												
企業局	<u>164</u> 人																																												
[略]																																													
市町村立学校	<u>9,766</u> 人																																												
区 分	定 数																																												
知事の事務部局	<u>4,614</u> 人																																												
議会の事務部局	<u>33</u> 人																																												
[略]																																													
教育委員会の事務部局	<u>292</u> 人																																												
県立学校	<u>4,803</u> 人																																												
[略]																																													
医療局	<u>5,002</u> 人																																												
企業局	<u>153</u> 人																																												
[略]																																													
市町村立学校	<u>9,460</u> 人																																												
2・3 [略]	2・3 [略]																																												
備考 改正部分は、下線の部分である。																																													

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。